

学位論文審査報告

国境を越える地域協力の現状

——延辺地域と北朝鮮の経済関係を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2007年3月 修了

金 向 東

学位の種類 博士（経済学）
授与年月日 2007年3月31日
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

〔論文内容の要旨〕

金向東氏の学位請求論文「国境を越える地域協力の現状—延辺地域と北朝鮮の経済関係を中心に—」は、冷戦終結後その台頭が著しい地域主義（リージョナリズム）の事例研究として東北アジアにおける地域経済協力の問題を取り上げ、「図們江地域開発計画」を切り口にして1990年代初頭から今日までの地域協力の動向をあとづけ、問題点と課題を明らかにすると共に、地域協力の今後のあり方について提言を行った労作である。他の諸地域に比して、東北アジアにおける地域協力に関する事例研究が僅少である研究状況から判断しても、貴重な研究成果であると言える。

本論文は、以下のように序章、5つの章、および終章から構成されている。

- 序 章 課題と研究方法
- 第1章 図們江地域経済開発の現状と課題
- 第2章 東北アジアにおける地域協力と延辺
- 第3章 北朝鮮の経済改革
- 第4章 中朝経済関係の進展と動向
- 第5章 中朝辺境貿易（国境貿易）における延辺朝鮮族自治州の役割
- 終 章

本論文の構成に沿って、以下その内容の要旨を述べたい。

序章において、本論文の研究課題と研究方法が明示されている。冷戦は東北アジアにおける多国間経済協力を妨げてきた。しかし、冷戦の終結は東北アジアにおいても「新しい時代」の到来を予感させ、「地域経済圏」の可能性を探る議論が急速に台頭した。中国の豊富で安価な労働力、ロシアの天然資源、北朝鮮の天然の良港、日本と韓国の資本と技術、等々の補完的な経済関係を基礎にして、東北アジアにおける地域経済協力を発展させるという構想が一躍注目を集めるようになった。その代表的な例が「図們江地域開発計画」である。それは、国連開発計画（UNDP）が1991年に発表したもので、東北アジアの多国間経済協力により、中国、ロシア、北朝鮮の3カ

国の国境を流れ日本海に注ぐ国際河川である図們江の河口地域を、今後20年かけて300億ドルを投資することにより「東北アジアの香港」として開発するという野心的なプランであった。しかし、この開発計画は当初の期待通りには進展せず、90年代末には次第に研究者の関心を惹かなくなっていた。

筆者は、「図們江地域開発計画」をめぐるこのような内外の研究動向を批判的に検討することから、研究を開始した。というのも、21世紀に入ると東北アジアにおける地域経済協力の重要性が再認識されるようになり、各国が積極的に図們江地域開発政策を打ち出すようになってきたからである。なかでも中国政府は、2003年に東北地域振興政策（「東北地区老工業基地振興」）の中に図們江開発を位置づけ、熱心に取り組んできている。図們江の下流地域に位置する中国吉林省延辺朝鮮族自治州出身の筆者は、文献による研究に加えて数度にわたる現地調査を行い、図們江地域開発の現状と課題を明らかにする（第1章）と共に、図們江開発による恩恵を最も享受している延辺が東北アジアにおける地域協力における牽引車の役割を担いうるまで発展していることを確認する（第2章）。次いで、延辺との緊密な関係を有し東北アジアの地域協力の鍵を握るといってもよい北朝鮮の経済改革について検討を加えている（第3章）。90年代末までマイナス成長を続けた北朝鮮経済は、21世紀に入るとようやくプラス成長に転じたが、それとともに北朝鮮の対外経済関係に大きな変化が見られるようになった。北朝鮮の最近の対外貿易と投資関係を主導しているのは中国であり、中朝経済関係の進展と動向を分析し（第4章）、それをふまえて中朝辺境貿易における延辺の重要な役割を解明する（第5章）。これまでの研究を承け論点を整理すると共に、東北アジア地域協力の今後のあり方について筆者の提言を行うのが終章の役割である。このように本論文は構成されており、その課題と方法が的確に説明されている。

第1章「図們江地域経済開発の現状と課題」では、90年代初めから今日までの十数年間にわたる図們江地域開発計画の歴史が詳しく分析されている（表1-9「図們江地域開発計画（TRADP）関連年表」参照）。筆者は、すでに述べたように21世紀に入ると東北アジアにおける地域経済協力の重要性が再認識されるようになり各国が積極的に図們江地域開発政策を打ち出すようになってきた現状に注意を喚起すると共に、他方なぜこれまで東北アジアにおける地域経済協力が進展してこなかったのかと自問し、その主な障害として、1）日本の歴史問題についての認識、2）異なった国家間に遺留された領土、領海の主権の争い、3）朝鮮半島の不安定な情勢、4）東北アジア諸国の経済発展水準の違い、経済制度の多元化、政治制度の差異、等を指摘する。そこには、東北アジアにおいては、国家レベルでの地域経済協力には容易でない固有の制約要因があるという自覚と同時に、国家レベルから相対的に自由で独立した「国境を越える」地域レベルでの協力という視点が重要であるという筆者の問題意識と研究対象へのアプローチの仕方が示されている。さらに、日本の大学に留学して研究するものとして、日本の役割についても検討している。なるほどこれまで日本政府は東北アジア地域協力に対して積極的に取り組んでこなかったが、「環日本海」の自治体やNGO、市民を中心にして期待は高まってきており、東北アジア地域経済協力に取り組むことで日本が得られる利益が大きいことを指摘している。

第2章「東北アジアにおける地域協力和延辺」では、図們江地域の中国側に位置する延辺を取り上げ、延辺が図們江地域経済開発から最も大きな利益を受け発展が目覚ましいことを現地調査により確認する。筆者は、延辺の中でも経済発展が特に顕著である琿春市に着目している。琿春は、

北朝鮮とロシアに国境を接している辺境都市である。中国政府は、1992年に国家レベルの開発区として琿春辺境経済合作区を設置した。次いで、2000年に琿春辺境経済合作区の一部に国家レベルの「輸出加工区」を、さらに2001年には中ロ互市貿易区（相互貿易区）を、それぞれ設立すると共に、すでにふれたように2003年に東北地域振興政策の中に図們江開発を位置づけるのである。このような中央政府の延辺および図們江地域開発に対する重視政策とタイパップして延辺自治政府が開発政策を推進した結果、琿春は目覚ましい発展を遂げ延辺が図們江地域経済開発において牽引車の役割を今後果たしうるほどに成長してきていることを明らかにしている。

第3章「北朝鮮の経済改革」では、2つの問題が取り上げられている。ひとつは北朝鮮の経済成長に関する論争であり、他のひとつは中国と北朝鮮の経済改革の比較である。前者は後者の問題を検討するための準備作業と位置づけられている。前者においては、1965年から80年代までの北朝鮮のマクロ経済の成長に関する論争—肯定論者（楊学忠、梁文秀等）と否定論者（今村弘子等）—を通じて北朝鮮経済の特質を明らかにすることが試みられている。後者では、冷戦終結後90年代の北朝鮮経済の後退と21世紀に入ってからプラス成長の原因が探られている。筆者は、2002年7月1日に発表された北朝鮮政府の「经济管理改善措置」—その主な内容は、価格・賃金の大幅引き上げ、配給制度の見直し、外貨兌換券の廃止とウォンの切り下げ、賃金への成果主義の導入、企業の自主権の拡大、等である—を中国の経済改革と比較検討している。

第4章「中朝経済関係の進展と動向」では、北朝鮮の対外経済関係が旧ソ連・東欧諸国の社会主義体制の崩壊と冷戦の終結により大きく変化し、21世紀に入ると中国が主導するようになってきていることを明らかにしている。冷戦時代の北朝鮮の最大の貿易相手国は旧ソ連であり東欧諸国の貿易まで合わせれば1987年には北朝鮮の貿易総額の72%を占めており、他方中国は14%しか占めていなかった。しかし、21世紀に入り2004年になるとそれは大きく変化し、中国が北朝鮮の最大の貿易相手国として浮上り貿易総額の39%を占めるようになり、他方ロシアは6%にまで減少した。このように、北朝鮮経済対中国の依存度が深化しつつある。中朝間の貿易拡大の背景には、旧ソ連・東欧の社会主義体制の崩壊、中国との地理的隣接性、中国の低価格の工業産品供給能力の拡大と資源需要の増大、政治紐帯の強化等があり、例えば2005年の場合、中国の対北朝鮮資源開発投資の拡大により無煙炭・鉄鉱石貿易の増大が大きく寄与している。中朝関係の深化は、しかし、多くの憶測を招いている。すなわち、北朝鮮が中国の従属経済になるのではないかと、或いは中国東北の第4番目の省（「中国4省」）になるのではないかと懸念である。筆者はこの問題に対して、韓国の対外経済研究院（KIEP）の趙明哲グループによる最新の研究成果（2005年）—そこでは肯定面と否定面の比較考量が行われている—を踏まえた上で、1）確かに北朝鮮の貿易に占める中国のシェアは高い（約40%）とはいえ、北朝鮮自身の貿易依存度が相対的に低い（約20%）こと、2）中国の北朝鮮への投資がまだ非常に低いレベルにあること、等を考慮に入れて議論する必要があると指摘している。さらに筆者は、北朝鮮がこれまでの「閉鎖的経済体制」から「開放的経済体制」へと向かわざるを得ず、その経済を活性化する（北朝鮮の現在の工業稼働率は4割以下という）ためにも、外国貿易の役割を重視すべきだと指摘している。

第5章「中朝辺境貿易（国境貿易）における延辺朝鮮族自治州の役割」では、中朝貿易—なかでも辺境貿易—の現状を概観しその特徴をまとめた上で、中朝辺境貿易における延辺の重要な役割を明らかにしている。中国政府は、国境民の生活水準向上という観点から、国境地域で辺境貿

易が行われる場合は税制上の優遇措置を採って保護・奨励すると共に、辺境貿易の許認可権を地方政府に委譲している。筆者は北朝鮮から見た中朝貿易の特徴として、1) 北朝鮮は一次産品を輸出し、中国からエネルギー、生産財、食糧を輸入する貿易構造になっている、2) 北朝鮮の中国への主たる輸出形態は辺境貿易と保税貿易であり、輸入においては一般貿易と辺境貿易が中心になっている、3) 中国との貿易は増加しているが、他の諸国（とりわけ日本）との貿易が減少しているために、北朝鮮の貿易依存度に大きな変化はない、4) 中朝貿易は北朝鮮側の大幅入超（中国側の大幅出超）となっている、と4点にまとめている。第4番目の点について補足して筆者は、①北朝鮮の対中貿易赤字は中国からの多額の原油輸入等が無償援助として処理されている（この点に中朝貿易の特殊な性格が垣間見える）からこの程度で済んでおり、それを考慮に入れるとさらに大きなものになること、②北朝鮮は対中貿易の大幅赤字を韓国との関係、つまり南北経済協力で稼いだ外貨によって補填していること、という重要な指摘を行っている。このような指摘を行った上で筆者は、中朝辺境貿易における延辺の重要な役割を明らかにしている。中朝辺境貿易は、中朝国境の安定ひいては北朝鮮の食糧、エネルギー、原材料の不足を緩和させるのに重要な役割を果たしている。国境地域は辺境貿易を通じて中国から食糧、日用品などの輸入が可能になることから、商品供給の拡大に繋がったからである。辺境貿易は北朝鮮国内の商品供給の拡大を可能にし、商品不足を緩和する重要な経路になりつつある。他方、辺境貿易は延辺の斜陽産業を支える役割を果たしているのみならず、中国国内企業や韓国企業が延辺に進出する誘因となり、延辺経済の活性化の寄与しているのである。

終章では、本論文で解明した主要な論点の整理を行うと共に、東北アジア地域経済協力の今後のあり方に対する筆者の提言が行われている。筆者の研究の出発点は、すでにふれたように図們江地域開発計画の再検討にあった。筆者は、90年代初めから今日までの同計画の変遷を3つの時期に区分し、提議（1991—94年）、衰退（1995—98年）および回復（1999年—現在）と特徴づけている。90年代末、とりわけ21世紀に入ると、これもすでにふれたことだが、東北アジアにおける地域経済協力の重要性が再認識されるようになり、各国が積極的に図們江地域開発政策を打ち出すようになってきた。しかし、図們江開発の現状は、中国、北朝鮮、ロシアの3カ国がそれぞれの開発政策を行うという傾向があり、多国間の国際協力がまだ十分に展開されていないという限界がある。筆者はこのような現状を打破するためには、図們江地域に隣接する中朝露の3カ国が国際協力を強化することが必要であり、具体的には、中朝琿春＝羅津・先鋒辺境経済貿易区と中露琿春＝ハサン辺境経済貿易区という3カ国に跨る2つの経済貿易区を設置し将来的にはこの2つの経済貿易区を統合することにより図們江地域の経済開発を推進すべきである、という提言を行うことで本論文を締め括っている。

〔論文審査の結果の要旨〕

本論文は、以下の3点において高く評価することができる。

第1点は、当該分野の先行する研究に対する徹底したサーベイが行われ、それを踏まえて筆者の独自の見解が展開されていることである。この点は、例えば第1章においても顕著に見られる。図們江開発計画に関する嚆矢は、「丁氏理論」である。それは、1990年に中国吉林省長春で開かれた「第1回東北アジア地域協力国際会議」において、丁士晟（吉林省科学技術委員会主任〔当

時)によって提起されたものである。その内容は、1) 図們江下流域の小三金デルタ(琿春・羅津・ポシュット)に国境を越えた特別区=自由貿易区を設置し「第2の香港」を建設すべきである、2) 小三金デルタは人口も少なく経済力も弱いため大三金デルタ(延吉・清津・ウラジオストク)の援助と協力を求める、というものであり、上記の国際会議において東北アジア諸国とUNDPによって高く評価され承認されたものである。この「丁氏理論」は、その後嶋倉民夫や金成勲・愈在賢等によってより深く研究されてきている。筆者は、こうした図們江開発に関する理論研究を追跡しその成果を批判的に摂取すると共に、図們江開発に関する実証研究—その代表的な研究機関として、日本(アジア経済研究所、環日本海研究所[ERINA])、韓国(開発研究院[KDI], 対外経済研究院[KIEP], 韓国銀行)、中国(延辺大学)、を挙げることができる—についても十分にフォローしている。本論文は、図們江開発に関してこれまでに発表された諸研究の中でも、最も包括的にサーベイし批判的な検討を加えたもののひとつであり、今後この分野の重要な文献として評価されていくものと考えられる。

第2点として、本論文が包括的なサーベイによるものだけでなく、フィールドワークによる貴重な研究成果でもあることを強調したい。この点は、例えば第2章と第5章に顕著に見られる。東北アジアそのものがそうした側面を有するが、その中でも「辺境」地域に属する図們江地域に関する研究資料の入手が困難であり研究を実施して行く上で幾多の障害があることは、容易に想像がつく。すでにふれたように、筆者は図們江の下流地域に位置する中国吉林省延辺朝鮮族自治州出身であり、そのバックグラウンドを活用して、図們江地域の3カ国(中国、北朝鮮、ロシア)に数度にわたって現地調査を行った。本論文はその所産である。本論文においては、『延辺統計年鑑』や『吉林省統計年鑑』等の基礎的な統計データは無論のこと、『琿春日報』や『吉林日報』等々の現地紙も活用されており、その意味でもこの分野の貴重な研究成果であるといえる。

第3点として、これまで見てきたようなサーベイとフィールドワークを踏まえて、東北アジア地域経済協力に関する筆者の独自の方法論が提示されていることである。すでにふれたように、東北アジアにおいては、国家レベルでの地域経済協力には容易でない固有の制約要因がある。筆者はそれを自覚した上で、国家レベルから相対的に自由で独立した「国境を越える」地域レベルでの経済協力という、筆者独自の方法論を本論文で提起している。筆者のこうした方法論を支えているものは、他でもない、図們江地域とりわけ延辺での実態調査の成果である。延辺は、図們江開発と「辺境貿易」により、その斜陽産業が支えられまた中国国内企業や韓国企業が延辺に進出してきており、経済発展の恩恵を享受できているのである。加えて、中朝国境の安定にも寄与しているのである。本論文のタイトルが示唆するように、「国境を越える地域協力」という視点に立つことによって、平和で豊かな辺境地域の開発モデルが成立可能であることを明らかにした点に、本論文の大きなメリットがあると高く評価することができる。

これらの成果にも拘わらず、避けられなかった若干の不十分な点があることも事実である。例えば、第3章で取り上げられた北朝鮮の経済改革については、今後より深く研究していくことが必要であり、第5章等が論じる中朝国境貿易等が延辺地域並びに北朝鮮の地域経済に与える影響についても、より具体的に述べることが望まれる。しかし、このような不十分な点は見られるもののそれは今後の研究課題と理解すべきものであって、本論文の研究成果を減じるものではない。

以上の審査結果から、本審査委員会は本論文を本学学位規程第18条第1項により、博士（経済学）の学位授与に相応しい研究であると認める。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文に関して、2007年7月17日（火）午後1時より公聴会を開き、続いて午後3時から口頭試問を行った。公聴会では、申請者は出席者から出された質問やコメントに対して真摯な回答と説明を行い、本論文の主旨と成果に対して高い評価が与えられた。口頭試問においては、審査委員3名から本論文の内容に対してさらに深く掘り下げた質問やコメント、また本論文を踏まえた今後の研究計画等について、質疑が行われた。申請者はこれらに対しても的確に回答を行った。公聴会と口頭試問を通じて、本論文が学位請求論文に十分値する内容を有するものでありそのように評価できることが確認された。

したがって、本審査委員会は、審査対象論文を本学学位規程第18条第1項により、博士（経済学、立命館大学）の学位授与に相応しい研究であるとの結論に至った。

| | | | | |
|-------|----|-------------|----|----|
| 審査委員会 | 主査 | 立命館大学経済学部教授 | 西口 | 清勝 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 松野 | 周治 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 鄭 | 小平 |

地域の視点から見た現代中国の労働市場分析

—遼寧省における労働市場形成過程—

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2007年3月 修了
李 輝学位の種類 博士(経済学)
授与年月日 2007年3月31日
学位授与の要件 本学学位規程第18条第1項

〔論文内容の要旨〕

本論文は、「序章 課題と方法」、「第1章 中国労働市場の形成過程と地域別労働市場」、「第2章 遼寧省の労働市場における労働力移動」、「第3章 国有企業改革と『労働力需給調整機構』」、「第4章 失業保険制度の再編と労働市場への影響」、「終章 中国労働市場の展望」から成る。

以下、各章の内容の要旨について述べる。「序章 第1節 中国労働市場分析における『地域』」では、「省」を「地域」として位置づけ、「地域」における労働市場が農村部と都市部の二元的労働市場と、都市部と都市部間の二元的労働市場から構成される「二つの二元的労働市場」の特徴を持つと述べる。「第2節 研究対象地域の選定と位置付け」では、遼寧省を研究対象地域に設定した理由を述べている。中国の労働市場を周辺地域からの余剰労働力の受入れ形態から「開放型労働市場」と「閉鎖型労働市場」に分類する。前者は経済的に発展した東南沿海部とりわけ珠江デルタ、長江デルタ、新興経済特区および上海・北京などの都市部であり、後者は東北三省のような旧来型重工業を中心とした国有企業が立地している地域である。遼寧省は「閉鎖型労働市場」の典型を成している。「閉鎖型労働市場」は、地方政府の政策により、外来労働力の流入に対し厳しい制限を行っていると同時に、労働力の受け皿であった国有企業の雇用吸収力の低下と、新産業発展の緩慢さゆえに深刻な失業問題を抱えている。「第3節 本論の構成」は、第1章から4章までの構成を示している。

「第1章 第1節 中国労働市場の形成過程」では、中華人民共和国の建国直後の時期を除き「計画経済」体制の下で労働市場は存在しなかった。しかし、「改革・開放」政策が始まって以降、とりわけ1986年の「労働契約制」の法制化以降、「計画経済」における人為的な労働力調整システムの解体と再編が進められ、労働市場の形成が開始されたと述べている。「第2節 労働市場の変化」では、「改革・開放」以降の労働需要の質的变化を職種別就業者数とその増加率から捉え、さらに職種ごとに大きな教育程度(学歴)偏りがあることを示す。また国有企業改革によって大量に排出された過剰労働力の問題に注目し、中国労働市場の固有の現象である「一時帰休(レイオフ)者」の存在に光を当て、その主たる特徴が中高年・低学歴であることを述べている。「第3節 中国労働市場の分断と実態」では、「戸籍制度」の存在により「職業選択の自由」や「移動の自由」が、いまだ完全に保障されていない中国の労働市場は、地域ごとに分断された

「地域別労働市場」であり、暫定的性格を持った未成熟な労働市場であると特徴づける。ここでは中国の労働市場が、「戸籍制度」によって農村部と都市部に分断されているだけでなく、都市部の労働市場においても労働力の質による分断構造を「人材市場」「一般労働市場」「労務市場」「非正規労働市場」の4類型によって示している。本論文は、ここに中国の労働市場に特有の性格を見出す。さらに農村部から都市部への労働力の流動は、省内流動が主であり、また「戸籍移動式流動」（流入地戸籍を獲得した流動）と「戸籍分離式流動」（元の戸籍を維持したままの流動）の2つのタイプの違いによって、労働者およびその家族の就業条件、生活の安定、社会福祉待遇に大きな相違があることが述べられている。

「第2章 第1節 遼寧省労働市場の全体構造」では、「閉鎖的労働市場」の典型である遼寧省の労働市場の特徴として、国有企業の低い雇用吸収力、高い失業率、農村労働力の流動が困難、都市内部での労働力流動が主な形態であることが指摘されている。「第2節 労働力の移動実態」では、著者自らが2005年9月中旬から約2週間、遼寧省瀋陽市在住の労働者500名に対し実施した対面質問紙記入式アンケート調査にもとづく分析である。また、失業経験労働者（いったん就職した後、一定の失業期間を経て、再び就職した労働者）の聞き取りから、労働力移動の実態とその移動に影響を与えている諸要因が分析されている。分析の視点として特に意識されているのは、学歴による格差である。ここでは失業経験労働者の「自発的失業・非自発的失業比」を学歴別に分析し、学歴が高くなるにつれて自発的失業の割合が増大し、反対に非自発的失業の割合が減少していることが明らかにされている。また学歴別に失業経験労働者の前職給料と現職給料を比較し、さらに賃金増減率（ $(\text{現職賃金} - \text{前職賃金}) \div \text{前職賃金}$ ）の変化から、労働移動の3類型「上昇移動」「水平移動」「下降移動」を析出している。学歴が高いほど賃金増減率のプラス値が高く、逆に低いほどマイナスの値が高い。さらに学歴別に失業期間が比較され、男性労働力では、学歴が高いほど失業期間が短縮される傾向を見出している。また学歴別・職種別構成比率の分析から、学歴による職種分断化が起きていることも確認された。「第3節 労働力移動と労働市場構造の形成」では、遼寧省の労働市場の特徴をまとめている。年齢別視点から中高年労働者を対象とした人員削減と若年労働者による入れ替えが進んでいること、学歴別視点から、とくに都市部労働市場において人材市場（大卒労働力市場）と一般労働力市場の分断が顕著であること、職種別視点から専門技術職に対する企業の囲い込みと管理職における外部労働市場化の傾向などの特徴を見出している。

「第3章 第1節 問題の提議と基本状況」では、中国の失業実態に大きな影響を与えている「一時帰休（レイオフ）」の実態および「レイオフ」人員に対して職業訓練と職業紹介を行っている「再就職サービスセンター」の運営実態を明らかにすることが、地域別労働市場の諸問題を解明する重要なポイントになることを示している。政府統計によって中国の失業実態を捉えることは困難である。なぜならば中国の「都市部登録失業率」は、ILOの定めた定義とは異なり「都市部に住み、都市戸籍を持ち、男16～50歳、女16～45歳の人のうち、仕事がなく、就業の意欲を持ち、なおかつ地元の就業サービス機構に失業登録をしている人」を失業者としている。それゆえ中高年失業者、農村出身の失業者、失業登録をしていない失業者は、統計から抜け落ちている。さらに公式の失業率に反映されないものが、「レイオフ」人員である。中国の「レイオフ」人員は、すでに以前の職場の仕事を失っているうえに、新たな仕事にも就いていない人であり、その

意味で一般失業者と同じであるが、失業前の職場との雇用関係が形式的に継続しているため統計で失業者に数えられない。このような「レイオフ」人員は、1993年の150万人から2000年には約1000万人に激増している。この「レイオフ」人員を加えた2000年の実質失業率は8.6%と推計されている（登録失業率は3.1%）。

「再就職サービスセンター」は、1986年の「労働契約制」導入以前に国有企業に雇用され、90年代以降の国有企業改革によって排出された「レイオフ」人員と契約を結び、彼らに基本生活費を支給するとともに養老・医療・失業保険などの保険料を代理納付し、職業訓練と職業紹介を行うことを業務としている。「計画経済」から「市場経済」への転換過程において大量失業の顕在化を回避し、労働市場機能の育成を図るうえで、「再就職サービスセンター」の機能は注目されなければならない。「再就職サービスセンター」は、設置形態により「企業外部型委託方式」と「企業内部型吸収方式」の2つのタイプに分かれる。

「第2節 上海市の『企業外部型委託方式』」では、「企業外部型委託方式」の典型として、上海市の「再就職サービスセンター」が取り上げられている。ここでは上海市の各工業部門の持ち株会社の傘下に、「再就職サービスセンター」が設立され、各企業から排出される「レイオフ」人員を受け入れ、上海市の労働市場と連携し彼らの再就職を支援している。上海市の「再就職サービスセンター」は、職業紹介においてその機能を十分に果たしているところでは評価されているが、それは非国有部門の発展が著しく、また、外資の導入が活発になされている上海市の固有の条件から来るものと指摘されている。

「第3節 遼寧省の『企業内部型吸収方式』」では、旧来型重工業や国有企業が集中し、地域の経済的基盤が非常に弱く、産業発展が遅れているため「レイオフ」人員の転職や再就職が困難な遼寧省の事例が、現地での実態調査を踏まえ分析されている。遼寧省における国有企業の「レイオフ」の分析から、「計画経済」の下で政府の保護により手厚く守られてきた国有企業が、市場経済の自由競争の中でその優位性を失い厳しい現状に直面している実態が示されている。著者は、政府統計や報告書において十分に把握されているとは言い難い「レイオフ」人員の実態を解明するため、2003年9月10日から22日まで、遼寧省の撫順市、朝陽市、本溪市、阜新市の労働管理部門経営の「再就職サービスセンター」前で、2200人の「レイオフ」人員に対し、対面質問紙記入式アンケート調査を実施した。さらに瀋陽市の4つの企業から聞き取り調査を行った。その結果、遼寧省における政府運営の「再就職サービスセンター」は次のような問題点を抱えていることが明らかとなった。第一に「レイオフ」人員が全体従業員数の50%以上を占めている遼寧省では、政府の財政負担があまりにも大きい。第二に操業停止・半停止状態の企業や赤字企業の内部に「再就職サービスセンター」を設立することは、財政状況が厳しい国有企業の発展を阻害する要因になっていると同時に、企業の「レイオフ」人員の再就職問題に対する積極性を失わせている。第三に労働者は企業内部の「再就職サービスセンター」にしか入所できないため、再就職情報が限られており、元企業との関係を断ち切ることができず、再就職において積極性を失っている。以上の調査結果から遼寧省の政府経営「再就職サービスセンター」は、地域別労働市場形成において中心的役割を果たしているとは評価するまでには至っていない。

「第4章 第1節 失業保障制度と労働市場の相互関係」では、労働市場形成において、失業保険制度が十全な職業紹介や職業訓練と結びついて機能することが必要であるとの観点から、中

国の失業保険制度の分析をおこなうと述べている。「第2節 中国失業保険制度の成立と発展」では、「改革・開放」を契機に1980年代に成立した失業保険制度の歴史は浅いが、その歴史を成立、模索、完成途上の三段階に区分している。第一段階は1986年の「待業保険」制度の設立、第二段階は93年の国務院が公布した「国有企業職員待業保険規定」、第三段階は99年の国務院が公布した「失業保険条例」を段階区分の指標としている。三段階から成る中国の失業保険の歴史を踏まえて、その労働市場への影響を三つの点に整理している。第一に国有企業以外の企業の労働者に対し失業保険加入の資格を与え、労働力の流動化と労働市場形成に向けての促進的な役割を果たしていること。第二に失業保険料負担における企業と労働者の分担を明確に確立し「失業救済」から本来の意味での「失業保険」制度を確立したこと。第三に給付期間を納付累計期間に応じて段階区分し、失業保険が臨時的・短期的経済補助であり、失業者に労働市場への参加を促進するものであること。

「第3節 中国における失業状況と失業保険制度の実態」では、政府調査にもとづいて遼寧省の失業保険給付実態について述べている。それによると1998年から2001年までの期間中、遼寧省の失業保険未受領者は、8.4万人で全国の63%を占めている。また2004年の調査によると遼寧省では3分の1の企業が失業保険費用を納付しておらず、そのため失業保険給付を受けられなかった失業者は失業者全体の29%を占めている。

「第4節 遼寧省における失業保険制度実態」では、遼寧省の失業保険基金収支状況を他の地域（上海市、四川省、広東省）と比較し、企業からの徴収が占める割合が低く、地方財政の補助に頼る割合が高いことが示されている。また遼寧省では失業保険基金支出における失業保険金支出の割合が9割以上を占めており、職業訓練や職業紹介に使われる部分が少ない。さらに年末残高が赤字となっており、一部の失業者は保険金を受領できていないと想定している。このような実態から遼寧省における失業保険制度は、十分に機能してはおらず、また職業訓練・職業紹介機能も不十分であり、失業者の生活困窮と失業期間の長期化が想定されると結論している。

「終章」では、中国労働市場の今後の展望について三点の指摘がなされている。第一に失業者の吸収先としての労働集約産業の創出である。民営製造業の下請け企業の育成が想定されている。第二に職業訓練システムの形成と展開である。新しい職業訓練システムの展開として「再就職サービスセンター」の機能を活用することが提起されている。第三に失業保険制度の整備である。管理監督機構の設立と運営、収支状況情報の公開・透明化が不可欠の課題となっているとの指摘がなされている。

〔論文審査の結果の要旨〕

本論文の最大の特徴は、著者自身による遼寧省瀋陽市を中心とした2回にわたる「レイオフ」実態調査と「再就職サービスセンター」実態調査にある。その調査で明らかになった事実をもとに、「地域別労働市場」の視点から、遼寧省を旧来型重工業を中心とした国有企業が支配的な「閉鎖的労働市場」の典型と位置づけ、「改革・開放」政策の下で「国有企業改革」が進められ、「労働契約制」の導入によって大量の「レイオフ」者が生み出された状況の地域的特徴を明らかにしたことが第一に評価できる点である。

次に評価できる点は労働市場の分断構造を、一般的に言われる農村部と都市部の分断だけでな

く、都市部と都市部の間の分断も視野に置き、さらに「学歴」による分断構造が職種・賃金・失業形態と失業期間・労働力移動の傾向においても存在することを実証したことである。

第三の評価点は、いまだ形成途上にあり、また全体的状況把握が政府統計の不備もあって困難な中国労働市場の課題を遼寧省という地域に限定してのうえであるが、職業訓練・職業紹介・失業保険の整備として指摘し、「再就職サービスセンター」機能の活用を政策課題として提起したことである。

本論文の研究対象である中国労働市場の歴史は、わずか20年であり、地域ごとの特徴も多様である。本論文は、中国および日本における中国労働市場の研究業績を摂取しているのであるが、実態調査によって得られた新たな知見が、研究史上においてどのように位置づけられるべきかという点で積極的な主張を十分に展開することが今後の課題である。

とはいえ、本審査委員会は、以上の不十分さは博士学位授与の要件を損なうものではなく、今後の著者の一層の努力により克服されるものと考えている。したがって本審査委員会は、本論文は本学学位規程第18条第1項による博士学位を授与するに足る内容であると判断する。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文に関して、2007年7月3日に公聴会ならびに口頭試問を開催した。公聴会では、申請者は出席者から出された質問やコメントに対して真摯な回答と説明を行い、本論文の主旨と成果に対して高い評価が与えられた。口頭試問においては、審査委員3名から本論文の内容に対してさらに深く掘り下げた質問やコメント、また本論文を踏まえた今後の研究計画等について、質疑が行われた。申請者はこれらに対しても的確に回答を行った。公聴会と口頭試問を通じて、本論文が学位請求論文に十分値する内容を有すると評価できることが確認された。

本学学位規程18条第1項に基づき、本学位請求者に対して、博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断した。

| | | | |
|-------|----|-------------|-------|
| 審査委員会 | 主査 | 立命館大学経済学部教授 | 佐藤 卓利 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 角田 修一 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 岩田 勝雄 |

過疎自治体財政の研究

——「小さくても輝く」ための条件——

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2003年3月 満期退学

栗田但馬

学位の種類 博士（経済学）
授与年月日 2007年9月14日
学位授与の要件 本学学位規程第18条第2項

〔論文内容の要旨〕

栗田但馬氏の学位請求論文『過疎自治体財政の研究』（自治体研究社刊，2006年9月）は，わが国の過疎地域（条件不利農山漁村地域）の経済社会の分析をふまえて同地域における自治体財政を総合的に分析し，財政，特に財源システムの改革方向を提起した意欲的な研究である。同論文は以下のように序章と4つの章，終章から構成される。

- 序章 なぜ過疎自治体財政なのか——問題の所在と研究課題——
- 第Ⅰ章 現代日本の過疎財政研究——その方法——
- 第Ⅱ章 過疎自治体財政の実態と類型別特徴
- 第Ⅲ章 過疎自治体財政の事例分析——標準規模自治体と小規模自治体——
- 第Ⅳ章 「三位一体改革」における過疎財政
- 終章 過疎自治体財政の展望

以下順を追って内容の要旨を述べる。

本論文によると「過疎法」で指定された過疎地域は人口約800万人（2000年，796万人）全人口の6%余であるが，その面積は国土面積の約半分，全国の耕地面積，林野面積のそれぞれ約35%，60%弱を占める。小規模な自治体が多いために同地域の自治体数1230（同，合併前市町村数の3分の1以上）を数えた。この過疎地域は日本の経済発展とともに人口減少の過程をたどり，解体の危機に直面するとともに，他方では過疎法の制定によってさまざまな施策が講じられてきた。しかしいわゆる過疎問題の解決には程遠いだけでなく，近年の国から地方への財政移転の大幅な削減や「三位一体改革」の下で，過疎地域やその自治体は存続の岐路に立たされている。論文全体を概観すると，「序章」では問題の所在を整理したうえで，2つの研究課題を明示している。1つは，先行研究の乏しい90年代以降の過疎自治体財政の実態分析を行い，評価することであり，他の1つは，過疎財政，特に財源システムのオルタナティブとその根拠を明らかにすることである。第Ⅰ章は農村財政の理論を総括した上で，過疎自治体財政研究の方法として都市・農村の相互依存関係論と社会的効率論が示される。第Ⅱ章では過疎自治体の4類型について財政の実態と特徴が分析され，全体動向が明らかにされる。第Ⅲ章では標準型の2つの典型自治体と事態の深

刻な小規模自治体の3事例が分析され、問題点や課題が析出される。第4章では独自の方法で大阪府と岐阜県の市町村を対象に三位一体改革のシミュレーションを行い、過疎財政に関する含意を引き出している。終章は研究全体の結論であり、自身の提起や主張を要約している。

次に本論各章の内容を整理する。第1章は本研究の理論編にあたり、農村財政の理論と過疎自治体財政研究の方法を整理する。農村財政論において焦点となっている基本問題は地方財政調整論との関係、換言すると農村自治体への財政移転論であり、わが国の場合には地方交付税と国庫補助金に関する研究がこれにあたる。本研究はその根拠について先行研究を総括し、農工間の不均等発展や農村都市の各地域経済の格差を背景とした財政力格差の是正とナショナルミニマムの確保に求める。他方で、財政移転の増大は一般的に中央政府の過度の介入、地方自治体の自主性低下、財政の非効率という看過できない弊害を伴う点を正当に位置づける。農村財政を含む地方財政研究、さらに財政分権の研究には大きく、経済効率重視論と協力・連帯重視論という2つの立場が存在する。本研究は後者であることを明示しているが、この立脚点の核心は都市農村の相互依存関係論と社会的効率論として表現される。

研究の方法に関しては過疎地域が農村地域における条件不利地域であること、過疎自治体財政論は農村財政論の応用分野であると位置づけた上で、主な先行研究の成果を批判的に摂取し、有効性の高い独自の方法を提示する。先行研究のほとんどは1980年代を対象にしたものであるが、国の過疎対策の分析と批判に主眼をおいたということもあり、過疎財政自体の構造や自治体当局の主体的努力の分析がきわめて不十分であると批判する。他面、農村経済の内発的發展論やこれにもとづく財政論は今後一層豊富化させるべき方法として評価している。過疎自治体財政論の核心ともいべき財政移転論について、本研究は一般補助金（地方交付税）だけでは不適切であり、一般補助金と包括補助金に再編した特定補助金との併用でなければならないとする。その最大の根拠は過疎地域の条件不利性に対処するためには中央政府や府県の農業農村政策が不可欠であり、特定補助金＝包括補助金をその政策手段として活用することにもとづく。この有効性は2章以下において検証される。ついで具体的な分析方法として人口規模を基礎とした過疎自治体の基本4類型を提示する。これはさらに4つの地域特性（中間農業地域、山間農業地域、漁業地域、離島地域）特に合わせて16類型となる。この類型化は過疎地域の顕著な多様性を考慮したものであり、生々とした実態把握や実効性のある財政システム論を構築するための作業として積極的意義を持つ。

第2章では、1990年代以降の1200を超える過疎自治体財政の全体動向と基本4類型の財政的特徴を分析し、評価する。過疎自治体の財政は70年代から10年ごとに更新されてきた過疎法（過疎地域活性化特別措置法）にもとづく施策や過疎対策事業に規定されてきたが、70・80年代には町村道、農林道に偏重していたのに対し、90年代には観光・レクリエーション施設、高齢者福祉施設のウェイトが高くなったことを指摘する。これをふまえて過疎市町村全体、及び、京都府内、岐阜県内の自治体を対象に性質別支出、目的別支出、歳入構造の推移や変化を分析するとともに、4つの基本類型について財政的特徴を概括している。研究の焦点である財源構造において地方交付税、国庫補助金、府県補助金がほぼ一貫して全体の60%余、地方債を加えると70%以上を占めてきたが、この評価や、再編論が以下の章で詳論される。また本研究が基本類型のうち特に着目しているのは、第2類型（人口3000人以上6000人未満）と第1類型（人口3000人未満）である。前者は過疎自治体数の約37%、人口約200万人余（約25%）を占めるが、人口減少率、就業構造、高

齢化比率等の指標で過疎自治体として標準的意義を持つとする。人口規模の小さい第1類型は河川上流の山間農業地域や離島地域に多いタイプであり、農林業や地域社会の維持の諸条件が最も不利な地域の自治体である。したがって次の3章において、両類型に属する典型的な自治体財政に対する事例分析が行われる。

第3章は過疎財政の典型事例についての、いずれも現地での調査にもとづく詳細な研究である。まず京都府美山町、夜久野町の分析は第2類型である標準規模過疎自治体財政の特徴や問題点を摘出するものとして取り上げられる。ついで岐阜県白川村、同久瀬村、同清見村の分析は第1類型の小規模過疎自治体財政の特徴や課題を明らかにするものとしての意義を持つ。この3村は岐阜県の山間部に位置し、白川村が世界遺産の指定地区を有するなどそれぞれ目立った特性、ないし地域づくりの経験を有する。その試みは財政依存度（財政支出の町村総生産に対する比率）の大きさに支えられているものであり、三位一体改革にともなう財政移転の大幅な削減が、最も条件不利な地域である第1類型に対して重大な困難をもたらしていることを明らかにしている。この分析の重要な成果として、財政移転には深刻な非効率とともに措置不足の問題を明らかにしたこと、また財政移転の手段として一般補助金（地方交付税）と包括補助金化した特定補助金の併用の不可避を導出したことがあげられる。

第4章では、「三位一体改革」における所得税の地方移譲と財政移転の縮小に関するシミュレーションを都市地域である大阪府内の44市町村、および広大な農村を抱える岐阜県内の99市町村を対象に行い、税源移譲のあり方と過疎財政に対する政策的含意の検討が行われた。その結果によると、所得税の地方移譲による個人住民税所得割の拡充は都市自治体の財政自立度を高めるためには比例税化によるのではなく、軽度の累進性を維持した税率の一律上乘せが望ましいこと、これによって地方交付税は本来の財政調整機能、つまり農村自治体の財源保障に純化できることが導かれる。そしてこのことは、農村・過疎自治体において地方交付税を中心とする財政移転が財源システムの柱となることを意味することになる。

終章では本研究で解明したことを簡潔に要約し、政策的含意、ないし主張として次の5点あげる。第1に過疎自治体を含む農村地域の経済と自治体の存続は財政移転によってサポートする必要がある、このサポートは農村地域の国民経済的意義、都市の経済活動や都市生活に対する農村地域の多様な貢献から正当化される。第2に、過疎自治体に対する財政移転の水準は非効率の除去と措置不足の解決という両面から決定されるべきであるとともに、自治体当局や住民は社会的効率の観点から財政の効率化を図らねばならない。第3に、社会的効率の観点にたつと、過疎自治体が合併によって地域の存続を図るのは必ずしも問題を解決、緩和するとはいえず、むしろ単独で存続するほうが望ましいと考えられる。第4に、過疎自治体への財政移転の手段を地方交付税（一般補助金）に限定すべきではなく、包括的な国庫補助金（特定補助金）との併用でなければならない。その最大の根拠は、一般補助金だけでは過疎地域の条件不利性に対応できないからである。第5に、過疎自治体の財源の1つとすべき包括補助金は、分権財政の観点から府県を経由しない国庫補助金と、府県の単費型補助金の2本立てとする。そして、「これらの政策課題が実現するならば、過疎町村自治確立への展望は確実に開けること」「農村、過疎地域が元気であつてこそ、都市地域、国全体の持続可能な発展が達成されること」を強調して研究を結んでいる。

〔論文審査の結果の要旨〕

過疎自治体財政を総合的に分析した本研究は、以下に示す優れた成果を有し、地方財政の研究に新しい知見を加えたものとして評価できる。第1に、先行研究がきわめて乏しい90年代以降の過疎自治体財政を長期にわたる実態調査にもとづいて分析し、問題点や課題を抽出したことである。具体的には全体動向、基本4類型ごとの支出面、財源面の特徴の解明、財政移転の積極的役割と並存する非効率や措置不足などの問題点の抽出である。過疎地域やその自治体は政府の過疎対策にもかかわらず、90年代以降も人口減少傾向がつづき、さらに近年は国から地方への財政移転の大幅縮小や分権改革の中で歴史的な岐路に立っている。この領域で必要かつ望ましい政策、財政システムのあり方は、客観的かつ正確な実態把握からのみ導出され、また実効性を持つからである。

第2に、国から過疎自治体や農村自治体への財政移転の根拠を、先行研究の成果をふまえて都市農村の相互依存関係論、社会的効率論から説明し、過疎自治体財源システム論として独自かつ積極的な理論を展開したことである。具体的には、過疎財政において財政移転が相当部分を占めるのは正当であるが、条件不利性への効率的対応や非効率の排除の点から、財政移転の手段として一般補助金と包括的な特定補助金の併用でなければならないとの主張である。

第3に、過疎財政、ひいては農村財政研究の方法に関する貢献である。すなわち、都市農村の相互依存関係論、短期だけでなく長期的な経済効率、および過疎地域を含む農村地域の国民経済的意義にもとづく「社会的効率論」の2点に立脚した方法論を豊富化し、これを本研究全体に貫いた。そして多様性を持つ過疎自治体の基本4類型はここから導出されたが、この類型化は掘り下げた分析を可能にしたといえる。

第4に、近年国から地方に相当規模の所得税移譲が行われ、個人住民税が比例税化した。都市地域である大阪府と広大な農村地域を持つ岐阜県の市町村を対象に独自の方法にもとづいて所得税移譲に関するシミュレーションを行い、農村および過疎自治体の財源システムに関する政策的含意を導いている。この研究は過疎財政研究を地方財政全体に位置づけるという点でも大きな意義を持つ。

これらの成果にもかかわらず、避けられなかった若干の不十分さがあることも事実である。1つは地方財政研究、特に財政の分権化に関する研究において経済効率重視論と協力連帯重視論という2つの方法的立場があり、理論上の争点となっているが、本研究はこの点に言及しているものの、この掘り下げがなお不十分である。また過疎問題やその自治体財政の問題はこれまで欧米諸国も直面し、対処してきたところであるが、その経験や教訓が十分に検討されているとはいえない。しかしながら、これらの問題は今後、深めることを期待される研究課題というべきであり、本研究の成果を減じるものでは決してない。

以上の審査結果から、審査委員会は本論文に対して立命館大学学位規定18条第2項に定める博士（経済学）を授与するにふさわしい研究であると評価するに至った。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文に関して、2007年6月19日（火）15時から公聴会を実施し、続く17時から口頭試問を行った。公聴会では申請者は出席者の質問、コメントについて十分な回答と説明を行い、本研究の

意図、成果について参加者の理解はより深まったものと評価できる。審査委員3名で行った口頭試問では論文内容に関する疑問点、および今後の課題に対してより厳密な質疑が行われた。申請者はこれらに対する的確な回答を行い、本研究の特徴や成果がより鮮明になった。

筆記等による外国語試験及び学力試験については、申請者が欧文文献を広く活用するとともに、大学における4年余の教育経験を有し、現在岩手県立大学の専任教員であることを考慮して免除した。

以上によって審査委員会は、審査対象論文を本学学位規定第18条第2項により、博士（経済学立命館大学）の学位授与にふさわしい研究と認める。

| | | | | |
|-------|----|-------------|----|----|
| 審査委員会 | 主査 | 立命館大学経済学部教授 | 内山 | 昭 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 鄭 | 小平 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 藤岡 | 惇 |

政府の支出行動に関する実証研究

——沖縄問題の経済分析——

立命館大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程 2004年3月 満期退学
平 剛学位の種類 博士（経済学）
授与年月日 2007年9月14日
学位授与の要件 本学学位規程第18条第2項

〔論文内容の要旨〕

平剛氏の学位請求論文『政府の支出行動に関する実証研究—沖縄問題の経済分析』は、沖縄県に焦点をあてて公共投資予算や基地関連補助金の地域的配分、および防衛費の決定要因について計量分析を行い、政府の支出行動を検証した意欲的な研究である。沖縄を素材としたのは日本における地域間の経済的不均衡や格差、政府補助金問題がここに最も典型的に表れているからであり、また政府の財政政策が米軍基地政策と密接に関連しているからである。本研究は以下のように序章と4つの章、および終章から構成される。

- 序章 研究の課題と方法
- 第1章 沖縄問題と「リンク論」
- 第2章 公共投資の沖縄経済に与える影響
- 第3章 基地所在市町村における公共投資支出
- 第4章 防衛支出決定に関する実証分析
- 終章 研究の総括と展望

以下、順を追って内容の要旨を述べる。

「序章」ではまず、沖縄問題が研究の対象として選択された理由と、その研究上の意義が述べられる。わが国には88カ所の米軍基地（2005年1月時点、以下同じ）があり、米軍専用施設と呼ばれるその面積は3.1万ヘクタール余に及ぶ。沖縄県はそれが所在する中心地域であり、陸・海・空軍、海兵隊、4軍の多様な基地が置かれ、専用施設的面積は2.3万ヘクタール余、全体の約75%を占める。在日米軍の兵員は約5万4千人（洋上任務の海軍兵員1万4千人を含む）、このうち2万5千人余が沖縄に配置されている。沖縄県が日本の一地域であると同時に日本の政治、経済の縮図としての意義を有するのは、大量の米軍基地の存在に起因する。それは日米安全保障条約、及び関連協定にもとづいて沖縄県に存在し、その規模や活動は日米両国の外交・軍事政策の動向に左右されるからである。その上で本研究は公共投資予算、基地関連補助金、防衛費についてその規模や配分の決定要因及び地域経済に対する経済効果を計量的方法で分析し、政府の政策意図やその妥当性を評価する。沖縄問題を社会経済学的、および政治学的に扱った先行研究は少なく

ないが、このような計量的分析による包括的な研究は見られないと位置づける。

第1章では、戦後日本の経済社会システムの形成、展開過程を概括した上で、沖縄問題のフレームワークを提示し、リンク論仮説（政府の基地政策と沖縄の経済振興策との一体性）から検討すべき論点を抽出する。アメリカの沖縄保有・支配は対日政策と一体性を持っていたが、これは現在も貫かれている沖縄問題のフレームワークである。沖縄は当初米軍基地を担っただけでなく、基地建設の過程で稼得したドルで日本本土から大量の物資を購入し、日本の経済発展にも寄与するという関係である。そして冷戦終結後も米軍基地が日本、とりわけ沖縄に集中的に存続しているのは日本政府による駐留経費の負担によるところが大きいこと、政府は基地のほとんどを沖縄に固定する一方、大量の財政資金を投入して社会資本整備をはじめとする振興策を実施してきたが、これは社会的コストを含む経費負担の面で安上がりな選択であったとする。

第2章では、産業連関表を用いて沖縄における公共投資の経済効果を需要面から分析し、他府県との違いを明らかにする。ここで用いられたのは次の2つのモデルである。

〈競争輸入型モデル〉

$$X = [I - (I - m)A]^{-1}(I - m)F \quad (X: \text{均衡算出型ベクトル}, I: \text{単位行列}, m: \text{移輸入係数行列}, \\ A: \text{投入係数行列}, F: \text{移輸出以外の最終需要ベクトル})$$

〈消費内生型モデル〉

$$X = [I - (I - m)(A + cv)]^{-1}(I - m)F \\ (c: \text{消費係数}, v: \text{均衡産出額ベクトル } X \text{ に対する雇業者所得ベクトルの比率})$$

この分析から、90年から95年にかけて公共投資の経済効果は上昇しているが、これは生産費に占める雇業者所得のウェイトの上昇によるところが大きいこと、それは不況期に営業余剰比率の低下を伴い、建設業をはじめ企業収益を悪化させたことを明らかにした。今日まで沖縄県では他府県と比べ公共投資の経済全体に占める地位が目立って高いが、このことはリンク論仮説のいう安保体制の維持という政策意図を裏付ける。

第3章は、政府の基地政策と社会資本整備関連施策の関係について計量的分析（1991～2000年）を意図し、基地所在市町村の普通建設事業費が種々の基地関連補助金（軍用地料、周辺整備法による補助金、基地交付金など）と結びつき、重点支出されてきた実態を明らかにする。このテーマに関する先行研究は社会経済学的分析にとどまっていたが、ここでの分析はパネル・データを用いたモデルによる初めての検証という意義を有する。分析の結果は、基地所在市町村で基地関連財源と社会資本整備との間に直接関連性が認められること、またそこでの経常収支比率水準の低さが基地のない市町村と比べると明瞭であること、その程度が基地関連財源の大小に規定されていることにある。そして基地関連財源の配分は資源配分上の非効率や自治体間格差をもたらしていることを指摘する。

第4章は、日米両国の防衛支出構造の計量分析を行い、わが国の防衛支出決定要因を明らかにし、米軍基地存在の有力な根拠とされる日本による「安保ただ乗り論」が冷戦終結後も妥当性を持つか否かを検証し、政府の基地政策の是非を評価する。理論モデルは冷戦後の状況を反映していること、アメリカの影響力を明示していることに留意し、R. P. スミスの「同盟の理論」モデ

ル(1980)を選択し、1960～2000年の期間について推定する。この分析結果によると1960年から89年までの冷戦期と、90年以降のポスト冷戦期では日米両国の防衛費動向に大きな変化が見られる。とくにアメリカの国防費は冷戦終結後、減少するのに対し、日本の防衛費は「GDP1%ルール」に規定されながらも冷戦期、ポスト冷戦期も一貫して増勢にあったが、このことは推定結果に次の意味を与える。すなわち、安全保障に関して90年代初めまでの先行研究が示唆したような日本のアメリカへのただ乗りではなく、日本による防衛費負担の肩代わりであり、この傾向はポスト冷戦期にますます鮮明になる。ただ乗り論の否定は沖縄の米軍基地存在の合理的な根拠を喪失させることになる。

「終章 研究の総括と展望」では本研究の成果および結論として次の5点をあげる。第1に、沖縄の米軍基地は日本の政治経済システムの重要な一環をなし、冷戦終結後もそのほとんどが存続してきたのは日米両国政府にとって経費負担面の理由が大きいことが、この点に米軍基地に規定された沖縄問題の本質が見出されることを再確認した。第2に1980年代、90年代の公共投資政策の経済効果を消費内生化型の産業連関モデルによって分析し、それが需要面で一定の効果を持ったものの、他方で営業余剰比率の低下をとめない、雇用創出面ではそれほどの効果をあげなかったことを明らかにした。そして、これまでのような公共投資への依存では雇用環境の改善や、基地経済からの脱却、経済的自立性の改善は困難であることを示し、別のオルタナティブの必要性を指摘する。第3に基地所在市町村の財政について、パネル・データ分析によって基地関連財源の数値指標と普通建設事業費との間に正の相関関係があることを示した。また安保体制下の米軍基地の維持と沖縄振興策が自治体に定着していることを導き、そこから生じる問題点を指摘した。具体的には豊富な基地関連財源が公共事業を拡大する財源になるとともに、当該市町村の過剰投資や非効率の要因になっていること、当該市町村のこれへの依存体質を生み出していることである。第4に、日米両国の防衛費をスミスの理論モデルを用いて長期分析を行った結果、冷戦期を対象とした先行研究とは異なってポスト冷戦期にはアメリカとの関係で日本によるバードン・シェアリングが確認でき、安保ただ乗り論は回帰分析結果からは否定されることを明らかにした。このことは、沖縄問題の根源というべき米軍基地の存在が必ずしも確固とした合理的根拠に基づくものではないことを含意する。第5に、本研究全体の成果は沖縄問題に関する「リンク論」、すなわち政府の米軍基地維持政策と経済振興策が深く結合していることを、公共投資予算、基地所在市町村の財政、防衛費という角度から計量分析の方法によって検証したことである。そしてこれにもとづいて、沖縄における米軍基地の存在は合理的な根拠を持つものでないこと、政府の財政支出政策は正当化できないことを主張している。

アメリカ政府は近年、経費問題を最大の理由として世界的規模で在外米軍基地の整理、再編成を進めているが、沖縄の米軍基地やこれに規定された沖縄問題の解決には重い困難が横たわるとし、次のように述べる。「日本側の手厚い財政支援によりアメリカにとって負担が相対的に軽い在日基地は、そのほとんどが今後とも見直しの対象とならないだろう。」しかし他方で、沖縄県の「基地返還アクションプログラム」や「国際都市形成構想」の策定に見られるように、基地のない沖縄をめざす方向が提示されているが、これは問題解決への展望につながると強調して本研究を締めくくる。

〔論文審査の結果の要旨〕

沖縄問題の経済的側面を公共投資予算の経済効果、基地関連補助金と市町村財政との相関関係、防衛費の決定要因の面から計量的手法で分析した本研究は、以下にあげる優れた成果を有し、財政学及び地域経済論の研究に新しい知見を加えたものとして評価できる。

第1に、沖縄問題を日本の政治経済システムの中に位置づけ、この視点からポスト冷戦期にも冷戦期と同規模の米軍基地が沖縄に存続してきた経済面の理由やリンク論を検証する理論と方法を明確にしたことである。

第2に、沖縄振興策、特に公共投資予算や基地所在市町村の財政に関して、社会経済学的な研究は存在したが、先行研究になかった消費内生型の産業連関モデルを用いた分析、パネル・データ分析のような計量的手法による研究を行い、基本的に成功していると評価できる。

第3に、わが国では少ない防衛費の計量的方法による分析を行い、これを沖縄の米軍基地の存在と関連付けた。スミスの「同盟の理論」モデルを用いた日米の防衛費・国防費に対する長期分析において、冷戦期を対象とした先行研究とは異なる説得的な帰結、すなわち冷戦終結後のアメリカとの関係において日本によるバードン・シェアリングが確認できることを導出し、日本の「安保ただ乗り論」が否定されることを検証した。

第4に、本研究は沖縄振興策と米軍基地存在との関係、これが地域経済に及ぼす影響、基地関連補助金と市町村財政との関係、日米両国の防衛費の長期動向にかかる評価、に関する計量手法による実証分析であり、これにもとづく沖縄問題の経済面に関する包括的な研究である。このような研究はこれまで存在しないことを特筆できる。

これらの優れた成果にもかかわらず、避けられなかった若干の不十分さがあることも事実である。1つは、計量的分析になお工夫の余地がある。たとえば公共投資の地域経済に対する効果の分析において利潤の波及効果の導入を検討すること、防衛費の分析において為替レートの上下が影響を与える可能性を考慮することなどである。

その2は、公共投資の地域経済への経済効果について、需要面とともに供給面にも分析を広げることが望ましいと考えられることである。しかしながらこれらの問題は今後に深めることを期待される研究課題というべきであり、本研究の成果を減じるものでは決してない。

以上の審査結果から、審査委員会は本論文に対して立命館大学学位規定18条第2項に定める博士（経済学）を授与するにふさわしい研究であると評価するに至った。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本学位請求論文について、2007年7月17日（火）15時から公聴会を実施し、続く17時から口頭試問を行った。公聴会において申請者は出席者の質問、コメントに対し十分な回答と説明を行い、本研究の意図、成果について参加者の理解はより深まったものと評価できる。審査委員3名で行った口頭試問では論文内容に関する疑問点、及び今後の課題に対しさらに厳密な質疑が行われた。申請者はこれらに対する的確な回答を行い、本研究の特徴や成果が一層鮮明になった。

筆記等による外国語試験及び学力試験については、申請者が欧文文献を広く活用するとともに、本学非常勤講師を1年つとめたほか、2005年からは沖縄国際大学の専任教員として教育研究に従事していることを考慮して免除した。

以上によって審査委員会は、審査対象論文を本学学位規定第18条第2項により、博士（経済学立命館大学）の学位授与にふさわしい研究と認める。

| | | | | |
|-------|----|-------------|----|----|
| 審査委員会 | 主査 | 立命館大学経済学部教授 | 内山 | 昭 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 山田 | 彌 |
| | 委員 | 立命館大学経済学部教授 | 稲葉 | 和夫 |